

令和 7 年度

石川県珠洲市予算書

令和 7 年 3 月

目 次

議案第11号	令和7年度	珠 洲 市 一 般 会 計 予 算	……	1
議案第12号	令和7年度	珠 洲 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	……	13
議案第13号	令和7年度	珠 洲 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	……	17
議案第14号	令和7年度	珠 洲 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	……	23
議案第15号	令和7年度	珠 洲 市 賃 貸 住 宅 事 業 特 別 会 計 予 算	……	27
議案第16号	令和7年度	珠 洲 市 病 院 事 業 会 計 予 算	……	29
議案第17号	令和7年度	珠 洲 市 水 道 事 業 会 計 予 算	……	33
議案第18号	令和7年度	珠 洲 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算	……	35

一 般 会 計

令和7年度珠洲市一般会計予算

令和7年度珠洲市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		1,162,819
	1 市民税	498,305
	2 固定資産税	509,005
	3 軽自動車税	50,193
	4 市たばこ税	71,494
	5 入湯税	2,466
	6 都市計画税	31,356
2 地方譲与税		144,000
	1 地方揮発油譲与税	27,000
	2 自動車重量譲与税	82,000
	3 森林環境譲与税	35,000
3 利子割交付金		450
	1 利子割交付金	450
4 配当割交付金		6,500
	1 配当割交付金	6,500
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6 法人事業税交付金		28,000
	1 法人事業税交付金	28,000
7 地方消費税交付金		320,000
	1 地方消費税交付金	320,000

(単位：千円)

款	項	金額
8 環境性能割交付金		16,000
	1 環境性能割交付金	16,000
9 地方特例交付金		3,100
	1 地方特例交付金	3,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	100
10 地方交付税		7,297,804
	1 地方交付税	7,297,804
11 交通安全対策特別交付金		1,353
	1 交通安全対策特別交付金	1,353
12 分担金及び負担金		11,395
	1 分担金	2,098
	2 負担金	9,297
13 使用料及び手数料		74,891
	1 使用料	51,158
	2 手数料	23,733
14 国庫支出金		42,803,987
	1 国庫負担金	10,698,541
	2 国庫補助金	32,102,361
	3 委託金	3,085
15 県支出金		6,354,080

(単位：千円)

款	項	金額
	1 県負担金	1,031,126
	2 県補助金	5,252,830
	3 委託金	70,124
16 財産収入		9,499
	1 財産運用収入	9,399
	2 財産売払収入	100
17 寄附金		550,000
	1 寄附金	550,000
18 繰入金		3,459,569
	1 基金繰入金	3,459,569
	2 特別会計繰入金	—
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		353,152
	1 延滞金、加算金及び過料	302
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,117
	4 雑入	346,732
21 市債		42,997,400
	1 市債	42,997,400
歳 入 合 計		105,600,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		135,607
	1 議会費	135,607
2 総務費		3,765,771
	1 総務管理費	3,430,480
	2 徴税費	165,852
	3 戸籍住民基本台帳費	82,583
	4 選挙費	44,376
	5 統計調査費	16,408
	6 監査委員費	26,072
3 民生費		5,288,404
	1 社会福祉費	1,655,030
	2 児童福祉費	627,882
	3 生活保護費	145,860
	4 生活困窮自立支援費	4,931
	5 災害救助費	2,854,701
4 衛生費		63,130,225
	1 保健衛生費	335,037
	2 清掃費	507,868
	3 水道費	790,767
	4 病院費	598,904
	5 災害ごみ処理費	60,897,649

(単位：千円)

款	項	金額
5 労働費		32,398
	1 労働諸費	32,398
6 農林水産業費		1,501,602
	1 農業費	1,348,635
	2 林業費	88,369
	3 水産業費	51,136
	4 漁港費	13,462
7 商工費		1,120,402
	1 商工費	1,120,402
8 土木費		4,425,815
	1 土木管理費	84,107
	2 道路橋りょう費	368,452
	3 河川海岸費	4,273
	4 港湾費	153
	5 都市計画費	2,782,833
	6 住宅費	1,181,997
	7 急傾斜地対策費	4,000
9 消防費		636,011
	1 消防費	636,011
10 教育費		1,439,086
	1 教育総務費	133,530

(単位：千円)

款	項	金額
	2 小学校費	181,571
	3 中学校費	373,735
	4 社会教育費	423,501
	5 保健体育費	326,749
11 災害復旧費		22,113,409
	1 公共土木施設災害復旧費	17,230,000
	2 農林水産施設災害復旧費	3,639,679
	3 その他施設災害復旧費	1,243,730
12 公債費		1,911,270
	1 公債費	1,911,270
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		105,600,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理委託事業（滞在交流施設日置）	令和8年度～令和9年度	8,600
（仮称）ふれあいホースパーク整備事業費	令和8年度	100,000
市街地整備事業費	令和8年度～令和9年度	2,000,000
災害公営住宅整備事業費	令和8年度	168,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
光ファイバ整備事業費	2,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
わくわく広場管理費 (過疎債ソフト分)	5,200			
滞在交流施設日置管理費 (過疎債ソフト分)	4,400			
市営無料バス運行事業費 (過疎債ソフト分)	54,900			
庁舎等維持費	5,300			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般経費（財産管理費）	34,300	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
子どもの遊び場整備計画策定事業費	50,000			
飲用井戸等整備事業（過疎債ソフト分）	10,000			
災害対策債	30,446,300			
(社) シルバー人材センター事業費（過疎債ソフト分）	5,500			
県営ほ場整備事業費負担金	20,000			
県営漁港整備事業費負担金	3,900			
珠州市沿岸漁業活性化構造改善事業費	33,100			
観光施設指定管理委託事業費（過疎債ソフト分）	30,000			
観光施設維持管理費	14,500			
観光推進事業費補助金（過疎債ソフト分）	2,000			
観光施設維持管理費（過疎債ソフト分）	13,700			
社会資本整備総合交付金事業費	36,000			
市街地整備事業費	200,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害公営住宅整備事業費	718,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
消防施設維持費	43,000			
災害援護資金貸付事業費	7,000			
学校施設修繕費（小学校）	1,000			
体育施設維持管理費	110,100			
公民館施設修繕費等	127,600			
学校施設修繕費（中学校）	4,000			
緑丘中グラウンド全天候型整備事業費	110,900			
令和6年災害復旧事業費（公共土木施設）	6,198,200			
堆積土砂排除事業費（奥能登豪雨）	400,000			
令和6年災害復旧事業費（農地・農業用施設）	150,000			
令和6年災害復旧事業費（林道）	100,000			
令和6年災害復旧事業費（漁港施設）	375,100			
令和6年災害復旧事業費（総務施設）	61,800			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和6年災害復旧事業費 (産業振興施設)	63,900	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
令和6年災害復旧事業費 (観光施設)	684,400			
令和6年災害復旧事業費 (国定公園)	5,000			
令和6年災害復旧事業費 (消防施設)	326,500			
令和6年災害復旧事業費 (学校施設)	40,600			
令和6年災害復旧事業費 (下水道施設)	1,821,500			
令和6年災害復旧事業費 (上水道施設)	595,700			
令和6年災害復旧事業費 (文化振興施設)	82,000			

国民健康保険特別会計

令和7年度珠洲市国民健康保険特別会計予算

令和7年度珠洲市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,850,253千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、110,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		274,627
	1 国民健康保険税	274,627
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 県支出金		1,304,328
	1 県補助金	1,304,328
4 財産収入		256
	1 財産運用収入	256
5 繰入金		270,684
	1 繰入金	270,684
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		347
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	345
歳入合計		1,850,253

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		84,695
	1 総務管理費	67,899
	2 徴税費	16,615
	3 運営協議会費	181
2 保険給付費		1,267,174
	1 療養諸費	1,079,690
	2 高額療養費	180,200
	3 移送費	261
	4 出産育児諸費	5,003
	5 葬祭諸費	2,000
	6 結核諸費	20
3 国民健康保険事業費納付金		446,165
	1 医療給付費分	310,015
	2 後期高齢者支援金等分	100,059
	3 介護給付金分	36,091
4 保健事業費		35,097
	1 特定健康診査等事業費	16,572
	2 保健事業費	18,525
5 基金積立金		257
	1 基金積立金	257
6 公債費		10

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公債費	10
7 諸支出金		15,855
	1 償還金及び還付加算金	10,001
	2 繰出金	5,854
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,850,253

介 護 保 険 特 別 会 計

令和7年度珠洲市介護保険特別会計予算

令和7年度珠洲市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,130,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同
一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費
の各項の間の流用

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		394,480
	1 介護保険料	394,480
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 国庫支出金		836,442
	1 国庫負担金	507,174
	2 国庫補助金	329,268
4 支払基金交付金		809,864
	1 支払基金交付金	809,864
5 県支出金		460,400
	1 県負担金	438,923
	2 県補助金	21,477
6 財産収入		58
	1 財産運用収入	58
7 繰入金		508,320
	1 一般会計繰入金	451,951
	2 基金繰入金	56,369
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		820
	1 延滞金、加算金及び過料	6

(単位：千円)

款	項	金額
	2 雑入	814
10 市債		119,877
	1 財政安定化基金借入金	119,877
	歳 入 合 計	3,130,267

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		44,696
	1 総務管理費	27,576
	2 徴収費	490
	3 介護認定審査会費	16,630
2 保険給付費		3,055,356
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	2,909,250
	2 その他諸費	1,820
	3 地域支援事業費	144,286
3 基金積立金		59
	1 基金積立金	59
4 諸支出金		30,056
	1 償還金及び還付加算金	30,056
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		3,130,267

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保険給付事業	119,877	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

後期高齢者医療特別会計

令和7年度珠洲市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度珠洲市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		215,767
	1 後期高齢者医療保険料	215,767
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		114,830
	1 繰入金	114,830
4 諸収入		22,392
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	22,391
歳入合計		352,999

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,171
	1 総務管理費	7,482
	2 徴収費	1,689
2 分担金及び負担金		320,930
	1 負担金	320,930
3 後期高齢者健康診査		16,798
	1 後期高齢者健康診査	16,798
4 諸支出金		6,000
	1 償還金及び還付加算金	6,000
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		352,999

賃貸住宅事業特別会計

令和7年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計予算

令和7年度珠洲市の賃貸住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,959千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 住宅使用料		25,916
	1 住宅使用料	25,916
2 財産収入		43
	1 財産運用収入	43
歳入合計		25,959

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 住宅管理費		24,540
	1 住宅管理費	24,540
2 基金積立金		1,419
	1 基金積立金	1,419
歳出合計		25,959

病 院 事 業 会 計

令和7年度珠洲市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度珠洲市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	病 院 事 業	診 療 所 事 業
(1) 病 床 数		
一 般 病 床	108 床	— 床
結 核 病 床	7 床	— 床
計	115 床	— 床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院 患 者 数	23,725 人	— 人
外 来 患 者 数	75,244 人	120 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院 患 者 数	65 人	— 人
外 来 患 者 数	302 人	5 人
(4) 診 療 実 日 数		
入 院	365 日	— 日
外 来	242 日	24 日
(5) 主 な 建 設 改 良 事 業		
営 業 設 備 費	122,830 千円	— 千円
院 内 設 備 更 新 費	176,855 千円	— 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	2,719,059 千円
第1項 医 業 収 益	2,236,253 千円
第2項 医 業 外 収 益	482,804 千円
第3項 特 別 利 益	2 千円
第2款 診 療 所 事 業 収 益	1,547 千円
第1項 大 谷 診 療 所 医 業 収 益	1,428 千円
第2項 大 谷 診 療 所 医 業 外 収 益	118 千円
第3項 大 谷 診 療 所 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	3,518,069 千円
第1項 医 業 費 用	3,400,375 千円
第2項 医 業 外 費 用	117,693 千円
第3項 特 別 損 失	1 千円

第2款	診療所事業費用	2,486 千円
第1項	大谷診療所医業費用	2,459 千円
第2項	大谷診療所医業外費用	26 千円
第3項	大谷診療所特別損失	1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額144,108千円は、過年度分損益勘定留保資金144,108千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	病院事業資本的収入	617,317 千円
第1項	企業債	309,100 千円
第2項	他会計負担金	308,217 千円
支 出		
第1款	病院事業資本的支出	761,425 千円
第1項	建設改良費	299,685 千円
第2項	企業債償還金	459,340 千円
第3項	投資	2,400 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械整備事業	122,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
院内設事業	186,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 1,726,045 千円 |
| (2) 交際費 | 500 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、75,574千円である。

また、国保会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,854千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、823,296千円と定める。

令和7年3月4日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

水道事業会計

令和7年度珠洲市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度珠洲市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	4,800 件
(2) 年 間 総 給 水 量	596,627 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,635 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
上水道災害復旧事業	1,789,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	上水道事業収益	483,935 千円
第1項	上水道営業収益	282,804 千円
第2項	上水道営業外収益	201,131 千円
支 出		
第1款	上水道事業費用	645,312 千円
第1項	上水道営業費用	615,821 千円
第2項	上水道営業外費用	29,491 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額241,353千円は、過年度分損益勘定留保資金241,353千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	上水道事業資本的収入	1,864,575 千円
第1項	補 助 金	1,204,263 千円
第2項	出 資 金	642,792 千円
第3項	他 会 計 負 担 金	10,620 千円
第4項	工 事 負 担 金	6,900 千円

支	出	
第1款	上水道事業資本的支出	2,105,928 千円
第1項	上水道建設改良費	1,919,255 千円
第2項	企業債償還金	186,673 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 92,924 千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、133,127千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、22,334千円と定める。

令和7年3月4日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

下水道事業会計

令和7年度珠洲市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度珠洲市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 戸 数	2,959 戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	516,247 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	1,414 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
浄化槽設置推進事業	24,000 千円
災害復旧事業	5,510,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益		801,570 千円
第1項 営業収益		161,996 千円
第2項 営業外収益		639,574 千円
支 出		
第1款 下水道事業費用		801,570 千円
第1項 営業費用		737,065 千円
第2項 営業外費用		64,505 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額227,056千円は、当年度分損益勘定留保資金227,056千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		5,909,771 千円
第1項 企業債		322,300 千円
第2項 他会計出資金		1,862,005 千円
第3項 国庫補助金		3,719,375 千円
第4項 負担金等		6,091 千円

支 出		
第1款 資本的支出		6,136,827 千円
第1項 建設改良費		5,599,229 千円
第2項 企業債償還金		537,598 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良債	19,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
資本費債 平準化債	303,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 30,584 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、418,412千円である。

令和7年3月4日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕